

公益財団法人宮城県対脳卒中協会 海外留学奨学金運営規約

1.目的

宮城県における脳卒中医療の向上と発展を目的とし、基礎的研究や臨床的修練のため海外の大学（又はこれに準ずる機関）に留学する医師に対して経済的支援を行う。

2.対象分野

脳血管障害およびこれに関連する分野

3.応募資格

宮城県内に勤務する医師で、かつ次のいずれにも該当する者。

- (1) 海外の大学（又はこれに準ずる機関）での留学目的が明確な者
- (2) 学業、人物ともに優秀であって、健康である者
- (3) 外国語能力について、留学先での教育研究に支障のない者
- (4) 国際理解及び我が国と諸外国との友好、親善に寄与できる者

4.採用期間および採用数

平成 22 年度より毎年 1 名、ただし選考の結果、優秀な人材と認められた場合は 2 名まで採用とする。

5.奨学金の額

- (1) 奨学金 一人あたり 200 万円
- (2) 使途 渡航費・滞在費の一部にあてるものとする

6.留学先および期間

海外の大学（又はこれに準ずる機関）に原則 1 年間（最短 6 ヶ月間以上）の留学とする。

7.応募手続・受付期間

応募者は、次の書類を本協会に提出する。

- (1) 提出書類
 - ① 申請書 正本 1 部、写し（コピー）1 部
 - ② 推薦書 1 部（施設・部局・診療科長による）
- (2) 受付期間 毎年 8 月 1 日～10 月 30 日

8.選考及び結果の通知

選考は本協会の奨学生選考委員会が行い、事務局が申請者に選考結果を通知する。

9.奨学生選考委員会

委員長 東北大学教授（神経外科学分野教授）

委員 東北大学教授（神経内科学分野教授）

東北大学教授（神経病態制御学分野教授）

本協会事務局担当理事および事務局長

10.奨学生の義務

- (1) 奨学金の交付を受けたときは、受領書を提出すること。
- (2) 帰国後 6 ヶ月以内に、留学報告書（書式自由）を本協会に提出すること。
- (3) 報告書には以下の内容を含めること。
 - ①留学先 ②研究課題名・内容 ③学会・論文発表、他
- (4) 留学中・帰国後を問わず、本協会会報への原稿を執筆すること。

1 1.その他

- (1) 本協会は奨学金支給以外の留学に関わる義務や責任を負わない。
 - ① ビザをはじめ交通・宿泊等は、各自で手配すること。
 - ② 留学期間中に生じた傷害、疾病等の事故についての責任を負わない。
- (2) 氏名の公表について
採用された者の氏名、研究課題名等については、本協会の判断で公表することがある。

1 2.応募書類提出先・連絡先

公益財団法人宮城県対脳卒中協会 事務局

〒982-8523 仙台市太白区長町南4丁目20-1（広南病院内）

TEL・FAX 022-247-9749